

千葉県立保健医療大学大学運営懇談会規程

平成21年4月1日

規程 第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則第19条第2項の規定により、大学運営懇談会（以下「懇談会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、大学の運営に関する事項について、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 懇談会は、15名以内の委員を持って組織する。

2 委員は、本学の教職員以外の者で、保健医療教育関係者、保健医療関係者及び学識経験を有する者の中から、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 懇談会に座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、座長がこれを招集し、議長となる。

(議事録)

第7条 懇談会における議事について、議事録を作成し保存する。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、事務局企画運営課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。